

岐阜市福障第1183号

平成25年1月18日

障害者支援施設設置者 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により改正されました障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第84条第1項において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号。以下「条例」という）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照
別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知等の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第4条）

この規定の趣旨は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と障害者支援施設の設置者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、施設を設置する法人の役員、施設の管理者をはじめとする施設の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがいまして、貴施設において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第7条第13号・第14号）

第7条第13号及び第14号に、本市独自の基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」及び「苦情解決のための措置に関する事項」を盛り込むことを規定します。この規定の趣旨は、運営規程が、障害者支援施設利用時の条件や留意事項等を、当該施設の利用希望者等に対して予め示すもので、施設の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることに鑑み、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがって、貴施設の運営規程において、別の条に規定する苦情解決（第44条）や身体拘束等の禁止（第42条）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策（第8条第3項）

第8条第3項に本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。

この規定の趣旨は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と障害者支援施設の設置者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

(4) 事故防止対策（第46条第1項）

障害者支援施設における支援が、利用者の生活の全ての場面に関わるものであることを考慮し、従来から基準に定められてきた事故発生時の対応に加え、事故の発生又はその再発を防止するために施設が講じるべき措置について定めるものです。

ア 第1号に定める「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。

- (ア) 施設における事故の防止に関する基本的な考え方
- (イ) 事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- (ウ) 事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 施設内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになった事例及び現状を放置しておくことと事故に結びつく可能性の高いもの（以下「事故等」という。）の報告方法等、支援に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針
- (オ) 事故発生時の対応に関する基本方針
- (カ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (キ) その他事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

イ 第2号に規定する報告や周知徹底の目的は、事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためであり、職員の懲罰を目的にしたものではないことに留意する必要があります。具体的には次のようなことを想定しています。

(ア) 事故等について報告するための様式を整備すること

(イ) 事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(ア)の様式に従い報告すること

(ウ) (イ)により報告された事例を第3号に規定する委員会において集計し、分析すること

(エ) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること

ウ 第3号に規定する委員会は、幅広い職種（施設長、サービス管理責任者、生活支援員等）により構成することが望ましいものです。又、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、主として事故の発生防止を担当する者を定めておくことが必要です。

以上を踏まえて、貴施設の運営状況を今一度点検されますとともに、速やかに必要な運営体制を整えてください。

3 条例の解釈として準用する国の通知等

- ・厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第542号）
- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第544号）
- ・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第553号）
- ・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日付け障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

なお、以上の通知等のほか、国から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き障害者支援施設の設置者に対する指導及び監督の基準としますのでご留意くださいますようお願い致します。

別表 岐阜市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準 [※] を規定するもの
第1条 (趣旨)	—	
第2条 (定義)	第2条	
第3条 (障害者支援施設の一般原則)	第3条	
第4条 (暴力団の排除)	—	○
第5条 (構造設備)	第4条	
第6条 (施設長の資格要件)	第5条	
第7条 (運営規程)	第6条	○(第13号・第14号)
第8条 (非常災害対策)	第7条	○(第3項)
第9条 (記録の整備)	第8条	
第10条 (規模)	第9条	
第11条 (設備の基準)	第10条	
第12条 (職員の配置の基準)	第11条	
第13条 (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)	第12条	
第14条 (従たる事業所を設置する場合における特例)	第12条の2	
第15条 (サービス提供困難時の対応)	第13条	
第16条 (心身の状況等の把握)	第14条	
第17条 (障害福祉サービス事業者等との連携等)	第15条	
第18条 (障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	第16条	
第19条 (施設障害福祉サービスの取扱方針)	第17条	
第20条 (施設障害福祉サービス計画の作成等)	第18条	
第21条 (サービス管理責任者の責務)	第19条	
第22条 (相談等)	第20条	
第23条 (介護)	第21条	
第24条 (訓練)	第22条	
第25条 (生産活動)	第23条	
第26条 (工賃の支払等)	第24条	
第27条 (実習の実施)	第25条	
第28条 (求職活動の支援等の実施)	第26条	
第29条 (職場への定着のための支援の実施)	第27条	
第30条 (就職状況の報告)	第28条	
第31条 (食事)	第29条	
第32条 (社会生活上の便宜の供与等)	第30条	
第33条 (健康管理)	第31条	
第34条 (緊急時等の対応)	第32条	
第35条 (施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)	第33条	
第36条 (給付金として支払を受けた金銭の管理)	第33条の2	
第37条 (施設長の責務)	第34条	
第38条 (勤務体制の確保等)	第35条	
第39条 (定員の遵守)	第36条	
第40条 (衛生管理等)	第37条	
第41条 (協力医療機関等)	第38条	
第42条 (身体拘束等の禁止)	第39条	
第43条 (秘密保持等)	第40条	

第44条 (苦情解決)	第41条	
第45条 (地域との連携等)	第42条	
第46条 (事故発生の防止及び事故発生時の対応)	第43条	○(第1項)
第47条 (委任)	—	

※「独自基準」とは、省令には規定されていない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの